

つくばみらい市告示 150号

つくばみらい市乳児等通園支援事業設置認可等要綱を次のように定める。

令和7年12月2日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市乳児等通園支援事業設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、つくばみらい市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年つくばみらい市条例第26号。以下「条例」という。）その他関係法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等について、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設置認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業設置認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際しては、条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付しなければならない。

3 乳児等通園支援事業の運営の適正化に資するため、新たに乳児等通園支援事業の設置認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第3条 認可の基準は、法、条例その他関係法令によるもののほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 児童数の推移及び地域の実態等を十分に勘案し、乳児等通園支援事業の実施が必要であると認められるものでなければならない。

(2) 市長は、前条に規定する申請に係る乳児等通園支援事業の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第2項第1号の規定により本市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この号において同じ。）における特定乳児等通園支援事業の利用定員の総数が、本市が定める子ども・子育て

支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定乳児等通園支援事業の必要利用定員総数に既に達しているとき又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができる。

（3） 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）から前条第1項の申請があった場合は、条例及びこの告示で定める基準に適合するか審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に照らして審査を行うものとする。

（4） 社会福祉法人等以外の者から前条第1項の申請があった場合は、条例及びこの告示で定める基準に適合するか審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準に照らして審査を行うものとする。

（認可等の場合における通知）

第4条 市長は、第2条第1項の規定による申請を受けた場合は、認可の適否について決定し、認可するときは乳児等通園支援事業設置認可書（様式第2号）を、認可しないときは乳児等通園支援事業設置認可不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（乳児等通園支援事業の休廃止又は認可内容の変更）

第5条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者が当該事業を休止し、又は廃止しようとする場合は、乳児等通園支援事業休止（廃止）申請書（様式第4号）に、関係書類を添えて休止又は廃止しようとする日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

2 乳児等通園支援事業の認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更する場合は、乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第5号）に、関係書類を添えてあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、地域の保育の実情を勘案し、承認するときは乳児等通園支援事業休止（廃止）承認書（様式第6号）を、承認しないときは乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認通知書（様式第7号）を、当該申請をした者に交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に受理書（様式第8号）を交付するものとする。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

乳児等通園支援事業設置認可申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

(申請者)
所在地
氏名
代表者氏名

乳児等通園支援事業の設置認可を受けたいので、児童福祉法第34条の15第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型（在園児合同） ☐ 一般型（専用室独立型） ☐ 余裕活用型			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒			
	電話:			
	メール:			
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

様式第2号（第4条関係）

乳児等通園支援事業設置認可書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請のあった の設置については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により次のとおり認可します。

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

3 事業の区分

☐一般型（在園児合同） ☐一般型（専用室独立型） ☐余裕活用型

4 定員 名（一般型の場合）

5 開始年月日
年 月 日

様式第 3 号（第 4 条関係）

乳児等通園支援事業設置認可不承認通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の設置については、
次の理由により不承認としたので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第 2 条の規定により、こ
の書類を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対して審査請求をする
ことができます。

理由

様式第4号（第5条関係）

乳児等通園支援事業休止（廃止）申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

設置者

住 所

氏 名

乳児等通園支援事業を休止（廃止）したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
	電 話： メール：
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援 を受けている児童 に対する措置	
廃止又は休止する 予 定 年 月 日	年 月 日
（廃止の場合） 財 産 処 分	

様式第5号（第5条関係）

乳児等通園支援事業認可事項変更届

年 月 日

つくばみらい市長 様

設置者

住 所

氏 名

児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた次の乳児等通園支援事業の認可事項について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
	電 話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項			
	事業所の名称		建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	事業所の種類		事業の運営についての重要事項に関する規程
	事業所の位置（所在地）		経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員
	（法人又は団体の場合） 定款、寄附行為その他の規約		その他（ ）

3. 変更内容

変更内容	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第6号（第5条関係）

乳児等通園支援事業休止（廃止）承認書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）については、承認したので通知します。

1 乳児等通園支援事業の事業所の名称

2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

3 事業の区分

☐一般型（在園児合同） ☐一般型（専用室独立型） ☐余裕活用型

4 休止（廃止）予定期間（日）

年 月 日から 年 月 日まで
（廃止期日 年 月 日）

様式第7号（第5条関係）

乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）については、不承認としたので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

理由

様式第 8 号（第 5 条関係）

受 理 書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

次のとおり届出を受理しました。

乳児等通園支援事業 の事業所の名称	
乳児等通園支援事業 の区分	☐ 一般型（在園児合同） ☐ 一般型（専用室独立型） ☐ 余裕活用型
届出内容	
備 考	変更年月日 年 月 日